

# ふじのくに農地バンク事業ニュース

Vol. 037

令和7年8月7日

静岡県農地バンク（農地中間管理機構・公益社団法人静岡県農業振興公社）

## 巻頭言

夏本番、暑い日々が続いています。今年も農産物への影響が心配されますが、熱中症対策など体調管理にも気を付けていただきたいと思います。

さて、農地バンク事業ですが、作物別の取扱面積をみると、稻作が 52% を占め、次に茶が 18%、野菜が 17%、果樹は 6 % という状況です。全国の中でも樹園地の比率が高い本県にとって、茶園や果樹園の集積は課題のひとつです。

（耕地面積のうち樹園地が占める割合は、全国が 5.8%に対して本県は 37.4%）

茶園の集積・集約化の取組事例として、県内最大の茶産地である牧之原地域では、土地改良区や県、5市、4JA、公社などで構成する協議会が、生産者の所得向上や持続可能な茶業の実現に向けて、令和4年に「牧之原茶園の再編整備プラン」を策定し、その実現に取り組んでいます。



農地中間管理機構関連農地整備事業

（牧之原市朝生原地区）

当地域では、これまで茶園を大区画化、集約化し、生産性の向上、管理の効率化を図るために基盤整備を進めており、近年は農地バンクの借入等を要件とした、農家の方々の費用負担がゼロの「農地中間管理機構関連農地整備事業」等が実施されています。

昨年度、12ha と 29ha の茶園を対象とした島田市2地区の基盤整備事業の組合設立総会に出席しましたが、地元や関係者の大きな期待を感じたところです。

公社では、本年度も牧之原畠地総合整備土地改良区に職員が駐在し、関係機関と連携しながら、茶園の整備や担い手への集積・集約化を支援しています。

（農業振興公社 理事長 新田 明彦）

## 農地バンク事業貸付面積（7月末時点）の前年度比較

（単位:ha）

市町名	R 7	R 6	市町名	R 7	R 6	市町名	R 7	R 6
下田市			裾野市	0.8	4.6	牧之原市	23.2	20.3
東伊豆町	1.1	1.0	清水町			吉田町	4.6	1.2
河津町			長泉町	3.3	0.7	川根本町	7.3	0.1
南伊豆町		0.8	御殿場市	21.6	18.8	志太榛原地域	86.8	64.6
松崎町	1.5		小山町	17.7	7.8	御前崎市	11.2	29.6
西伊豆町	0.0		東部地域	75.6	57.8	菊川市	71.9	27.2
賀茂地域	2.7	1.8	富士宮市	19.7	10.6	掛川市	23.3	16.6
熱海市		0.9	富士市	14.3	24.5	磐田市	88.3	84.2
伊東市	2.1	1.6	富士地域	34.0	35.0	袋井市	21.1	1.4
三島市	9.7	7.2	静岡市	23.7	19.5	森町	2.4	3.0
函南町	4.7	5.6	中部地域	23.7	19.5	中遠地域	218.2	161.9
伊豆市	2.9		島田市	19.9	5.7	浜松市	86.5	64.3
伊豆の国市	2.3	0.8	焼津市	15.3	15.2	湖西市	5.1	7.3
沼津市	10.4	9.9	藤枝市	16.6	19.5	西部地域	91.6	71.6
* ラウンドにより合計値は一致しないことがあります						県計	532.6	412.2

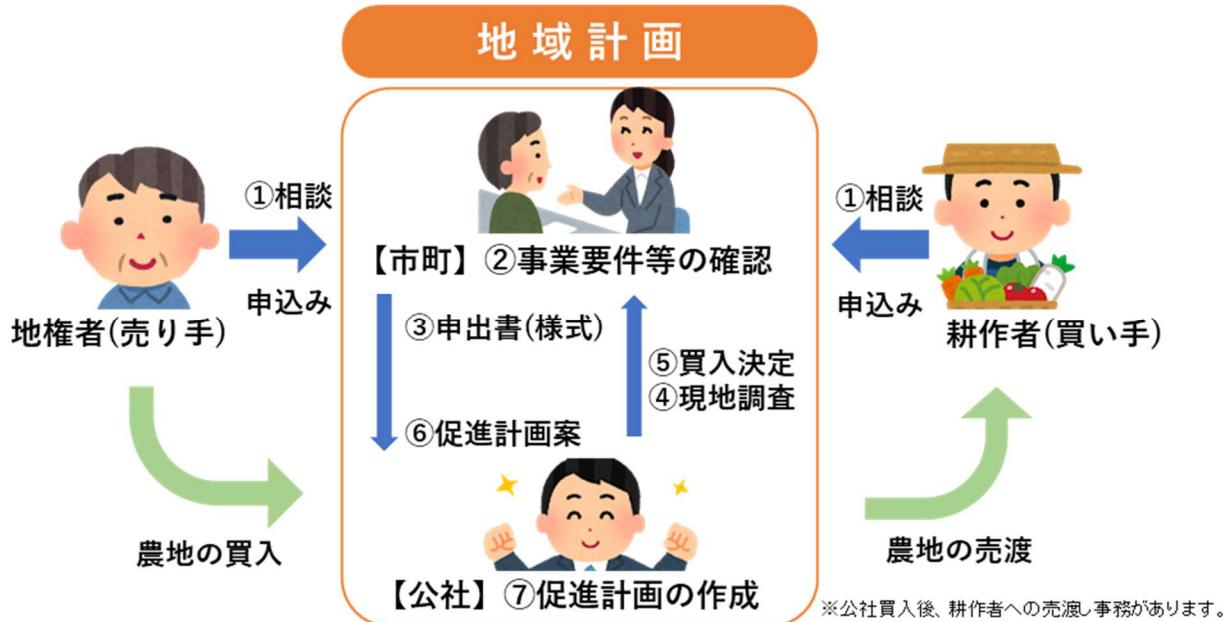
# 農地売買事業の手続き

農用地売買事業は、静岡県知事から指定を受けた公益社団法人静岡県農業振興公社（以下「公社」という。）が、農用地利用の効率化、高度化を促進するため、所有者から農地を買入れ、規模拡大を進める耕作者へ売渡す事業です。

事業に関する手続きの手順及び事業要件は下記のとおりとなります。

また、当事業は地域計画の達成に資することとなるように行うため、市町を受付窓口として、農用地利用集積等促進計画により所有権移転（農地売買）を実施します。

## ○手続きの手順



## ○事業要件

項目	事業要件等	根拠
実施地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域計画区域内</li><li>・農業振興地域の区域内農用地 (農地、採草放牧地、農業用施設用地)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・要綱<sup>※1</sup>第3の1</li><li>・要綱第3の2</li><li>・要領<sup>※2</sup>第1</li></ul>
買い手	<ul style="list-style-type: none"><li>・認定農業者、特定農業法人、 特定農業団体、認定新規就農者、 基本構想水準到達農業者</li><li>・買入後、概ね1ha 以上の団地形成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・要綱第3の2</li><li>・要領第5の1(1)ウ(ア)a</li></ul>
買入価格	・近傍類似価格(地域取引実績等) から見て適正	・要領第6の1(2)ア(カ)
手数料・経費 (公社徴収)	売り手: 買入価格の2% + 消費税 買い手: 買入価格の1%	手数料等徴収規程 <sup>※3</sup>

※1 農地売買等支援事業実施要綱

※2 農地売買等支援事業実施要領

※3 公益社団法人静岡県農業振興公社農地売買手数料等徴収規程

## 登記情報連携システムの活用

市町が農用地利用集積等促進計画案を提出する際の添付書類の一つに、登記事項証明書又は農地台帳の写しをお願いしています。現在は、ほとんどの市町で登記事項証明書を公用取得して添付しています。

法務省は、「登記情報連携システム」を利用することで、行政機関の端末で直接かつ直ちに確認する取組を令和7年度に拡大する方針を発表しました。このシステムは、利用料及び手数料無料で、市町の職員が端末上で登記情報を登記事項証明書の形式で確認・印刷することができます。

これまで、法務局に出向いて公用請求していた登記事項証明書が移動時間をかけずに取得できるメリットがあります。農地バンクにおいて、登記情報連携システムで取得した書類の添付でも手続きに問題ありませんので、活用を御検討ください。

なお、本システムの利用にあたっては、市町は、利用を希望する部署を取りまとめて法務省に登録依頼書を提出することになるので、担当部署と連携して進めてください。

詳細については、法務省のホームページで御確認下さい。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00367.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00367.html)



## 農業法人誘致推進連絡会の開催

静岡県と農業振興公社は、県内の担い手不在農地へ県内外の農業法人等を誘致するため、令和5年5月に「静岡県農業法人誘致推進連絡会」を設立しました。連絡会には県内の全35市町のほか、金融機関である日本政策金融公庫やJA静岡県信連等も加入しており、関係機関が一丸となって誘致活動に取り組んでいます。

本連絡会では、5月27日（火）に市町やJA等を対象とした、令和7年度第1回静岡県農業法人誘致推進連絡会を静岡県産業経済会館（静岡市葵区）で開催しました（web併用）。

当日は87名が参加し、農業法人誘致連絡会の取組紹介のほか、（株）アグリメディアから全国の誘致事例について、アイ・エス・ネクスト（株）（兵庫県）から法人から見た参入の条件について講演を行いました。

令和6年度は2社の誘致に成功しており、今後も関係機関一丸となった誘致活動を継続していきます。



全国の誘致事例の紹介



法人から見た魅力的な自治体の紹介

## 遊休農地解消対策事業（43千円／10aを上限とした国庫補助事業）

今年度から、市町が遊休農地解消対策事業の事業実施主体に加わるなど、事業内容が変更されました。

### 【変更内容】

	令和6年度まで	令和7年度から
交付対象農地	農業振興地域内の簡易な整備で解消可能な遊休農地（緑区分）	地域計画区域内の目標地図において受け手が位置づけられていない遊休農地（緑区分）
事業実施主体	農地バンク	農地バンク、市町
中間管理権の取得	使用貸借に限る	賃借、使用貸借

### 【留意事項】

- 事業実施年度から翌年度までに、農地バンクが農地中間管理権を10年以上設定し、受け手に転貸されることが必要。
- 対象経費は、草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除く。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費。

### 【市町が事業実施主体の事業フロー】



事業を活用する場合は、貸借の始期等について、事前に農地バンクと調整が必要です。その他、事業の活用についての不明点は、県農業ビジネス課にお問い合わせください。

## 機構事業支援システムの活用

農地貸借が農地バンク事業に一本化されたこと等に伴い、市町などにおいても業務量が増加することが避けられない状況となっています。

農地バンク事業の手続きを進める上で、当公社では、機構事業支援システムを利用していますが、市町等においても農用地利用集積等促進計画案の作成などが行えます。

現在、本システムを利用して事務を進めている市町や業務委託先のJAがありますが、システムを利用することで事務の効率化が図られることから、まだ利用されていない市町等においてはこの機会に是非システムの活用をお願いします。

静岡県農地バンク（静岡県農業振興公社）がサポートします！

静岡県 農地中間管理 検索

本社 農地集積課 TEL 054-250-8989 〒420-0853 静岡市葵区茶町2-8-1 銀行会館内

駐在	東部 駐在 TEL 055-924-3993	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	東部農林事務所内
	富士 駐在 TEL 0545-65-2261	〒416-0906 富士市本市場441-1	富士農林事務所内
	中部 駐在 TEL 054-283-0650	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	中部農林事務所内
	志太榛原駐在 TEL 054-646-2122	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	志太榛原農林事務所内
	中遠 駐在 TEL 0538-35-1335	〒438-8558 磐田市見付3599-4	中遠農林事務所内
	西部 駐在 TEL 053-458-7105	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1	西部農林事務所内